

# 電子契約の導入に関する お知らせ

---

静岡市

財政局財政部契約課

工事契約第1・2係

# 電子契約の対象となる契約（令和5年度）

～令和5年10月1日以降の公告～

（事前審査型（技術提案型、災害特別技術資料）、指名競争入札及び随意契約案件を除く。）

## ◆建設工事

- 予定価格3億円未満

## ◆建設業関連業務

- すべての業務

※受注者が紙での契約又は電子契約を選択できます。

※対象となる案件は、発注時に個別にご案内いたします。

※変更契約は電子契約の対象ではありません。

※対象範囲は順次拡大していく予定です。

# 電子契約における注意点

**1 落札候補になった受注者は事後審査資料と併せて「電子契約利用申請書」を提出する必要があります。**

- ・電子署名に利用するメールアドレス等を「電子契約利用申請書」に記入し提出してください。電子契約対象案件の場合、電子契約利用申請書及び電子契約についてのお知らせをPPI(入札情報サービス)に掲載します。

**2 落札決定後、事前確認書類がある場合は書類を提出してください。**

- ・事前確認書類が必要な場合は、静岡市から書類作成依頼メールを発送します。作成依頼メールに事前確認書類を添付し、返信してください。

**3 契約保証がある場合は窓口へ提出してください。**

- ・静岡市は現在、電子保証には対応していません。対応準備中ですので、恐れ入りますが、従来どおり窓口への提出をお願いします。

# 電子契約の流れ (落札候補者の通知後)

